

令和3年4月26日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱い等について
(令和3年4月27日以降)

穀雨の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育・保育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、東京・京都・大阪・兵庫へ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われました。本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、今後、感染防止対策により一層取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校運営を推進するため、当面の間、下記のことについてご協力をお願いいたします。また、このたびの変更点を含め、**右記(裏面)**一覧表の内容を改めてご確認くださいようをお願いいたします。なお、各ご家庭におかれましては、毎日の登校園所前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和3年4月27日より実施いたします。

記

1. 幼児児童生徒が通っている文化・スポーツ教室や地域活動等で新型コロナウイルス感染者が確認され、感染の可能性が否定できないなど、感染が心配で登校園所を見合わせる場合は出席停止とします。
2. 出席停止等の期間中について、学校園所との連絡方法や学習支援(小・中・養)については、お子さまの体調等に応じて、学校園所ともご相談いただきますようお願いいたします。
3. 不要不急の外出を自粛し、特に午後8時以降の外出自粛を徹底してください。